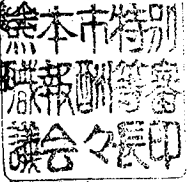




令和5年(2023年)1月19日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市特別職報酬等審議会
会長 堤 裕昭



特別職報酬等の適正な額について(答申)

令和5年(2023年)1月6日付け労厚発第387号により当審議会に諮問のありました市長及び副市長の給料並びに議会の議員の議員報酬の適正な額について、別紙のとおり答申します。

答 申 の 内 容

市長及び副市長の給料の額並びに議会の議員の議員報酬の額は、現行のまま据え置くことが適当である。

審 議 の 経 過

本審議会は、令和5年1月6日、熊本市特別職報酬等審議会条例第3条及び熊本市特別職報酬等審議会条例施行規則に基づき、熊本市長から特別職の報酬等の額について諮問を受け、他の政令指定都市における報酬等の状況や本市の現状など、特別職の報酬等に関連する諸情勢について、公正かつ客観的な立場から率直に意見を交換し、慎重に審議を行った。

新型コロナウイルス感染症や近年激甚化する自然災害への対応等により、特別職の職責は以前にも増して重くなっている。一方、これまで特別職の報酬等の額については、民間給与の動向を反映した一般職の給料改定に準じた改定を行ってきた経緯があり、前回の審議会開催以降4年間の一般職の給料改定状況をみると、令和元年度及び令和4年度については若年層に限定した引き上げ改定に止まり、令和2年度及び令和3年度については改定されなかった。

このような状況を総合的に勘案すれば、特別職の報酬等の額については、現行のまま据え置くことが適当であるとの結論に達した。

熊本市特別職報酬等審議会

会	長	堤	裕	昭
会長職務代理者		植	村	米 子
委	員	秋	岡	廣 宣
委	員	出	田	光 子
委	員	久	我	彰 登
委	員	宮 園	由 紀	代
委	員	森	田	康 昭